

薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、薩摩川内市グリーン・ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、薩摩川内市における自然、文化、農村生活等を通して、体験型交流等を促進し、地域の活性化を図るとともに、農林畜産物の消費拡大を推進して地域産業の振興を図る。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの修学旅行体験学習の推進に関すること
 - ① 体験プログラムの作成、見直し等
 - ② 受入体制づくり
 - ③ 団体・個人客の受入
 - ④ 宣伝・PR活動
- (2) 体験農家登録制度の周知、普及、推進に関すること
- (3) 市内農林畜産関係事業者との連絡調整に関すること
- (4) グリーン・ツーリズムの農家民宿に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか協議会が必要と認めるもの

(会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 旧薩摩川内市グリーン・ツーリズム研究会の委員
- (2) 体験農家等登録者
 - ① 専業農家
 - ② 兼業農家
 - ③ 農家に関わりのある家
 - ④ 非農家・その他
- (3) 会長が必要と認める関係団体または関係者
- (4) その他会長が必要と認める者

(加入)

第5条 協議会へ加入しようとする者は、体験農家等登録申請シートを提出することにより加入できるものとし、役員会に報告するものとする。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとする者は、退会届を提出し、役員会の承認を得て退会並びに体験農家等登録を抹消することができる。その際、体験農家等登録時に徴収した会費は返還しない。

(協議会)

第7条 協議会内には、役員会、地域ブロック会議を置く。また、部会と称する農家民宿の会、農林畜産連絡会など(以下、部会という。)を置くことができる。

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 地域ブロック委員 20名以内
(地域ブロック長 各地域1名 計5名)
- (4) 監事 2名

- 2 会長及び副会長は、協議会において地域ブロック委員の互選とする。
- 3 地域ブロック委員は、各地域会員の互選とし、その内の1名を地域ブロック長として選任する。
- 4 監事は、会長が役員会の同意を得て会員の中から指名し委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し会務を統括し、その議長となる。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
3 各地域ブロック長は、会長及び副会長を補佐するとともに、各地域ブロック会員等との連絡調整、会員の指導に務める。
4 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員会開催)

第11条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、会長が議長となり、事業推進等について協議する。また、総会に上程する事項についても審議する。
2 役員会には、会長が指名した役員以外の者も出席できるものとし、役員同様の処遇とする。

(地域ブロック会議)

- 第12条 体験学習受入の際のブロック毎に、役員会で決定された方針に基づき、具体的な活動内容等について協議するため、必要に応じて開催する。
- 2 地域ブロック長は、必要に応じて地域ブロック会議を招集する。

(部会)

- 第13条 各部会には部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。
- 2 部会長は、必要に応じて部会を招集することができる。

(総会)

- 第14条 協議会は、毎年1回総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、会員が出席して（団体の場合は代表者）開催する。
- 4 総会は、会員の半数以上（委任状の提出を含む）の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。
- 5 総会では、次の事項を審議、決定する。
- (1) 事業計画及び決算に関すること。
 - (2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 6 事業の具現化及び体験学習の推進上の案件については、役員会に一任することとし、次期総会で報告するものとする。

(事務局)

- 第15条 協議会の事務局は、当分の間以下に置く。
- 所在地 薩摩川内市神田町3番22号（薩摩川内市商工観光部観光課内）

(庶務)

- 第16条 協議会の庶務は、当分の間、薩摩川内市商工観光部観光課において処理する。

(会計)

- 第17条 協議会の会計は、事務局で処理する。
- 2 事業（会計）年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

- 第18条 協議会の会費は、体験農家等登録1軒あたり500円とする。
- 2 会費は、体験農家等登録時に納入するものとする。

3 会費は、協議会の運営活動費等に充てるものとする。

(事務局手数料)

第19条 事務局手数料は、各体験料の10%以内とする。

2 事務局手数料は、事務局が、体験前または体験終了後に体験参加者から体験料を徴収し、その体験料の10%以内を差し引き、残額は各体験受入者に支払うものとする。

3 事務局手数料は、事務局経費または運営活動費等に充てるものとする。

4 事務局手数料率については、第1項で定められた範囲内において役員会により決定することとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか協議会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 6月 2日から施行する。

この規約は、平成20年11月14日から施行する。

この規約は、平成21年 9月25日から施行する。